				担当部	都市建設部		
施策番号	6 – 1	施策名	災害対策の充実	主担当課	土木課		
関連組織	-						
分類		施策に	かかる社会潮流	関連資料	名(法律、条例、計画等)		
国の動向	踏まえ、国 体や民間 ている。	土強靭化基 事業者に積っ	ら防災・減災の一層の重要性を 基本計画を見直し、地方公共団 極的に国土強靭化の取組を促し	閣議決定)	基本計画(平成26年6月		
県の動向	対策を実施	している。	₹、河川改修工事を実施し災害 「を策定している。	奈良県ホームページ 大和川水系河川整備計画(平成25年 11月策定) 奈良県国土強靭化地域計画			
市の動向	台風やゲリラ豪雨等による浸水常襲地域の浸水被害解消のため、水路幅員やバイパス水路工事を実施している。 国土強靭化地域計画を策定している。						
現状	● 洪水土砂災害ハザードマップの更新を行う(令和元年度更新予定)。● 桜井貯留施設の建設に向け自治会と協力して地元地権者と折衝を行っている。						
課題	 ●集中豪雨等により市街地において浸水する箇所があり、水路の抜本的な改修や雨水貯留施設の整備が必要であるが、工事施工に際し用地買収が必要となっている。 ●山間部においては、土砂災害が頻発しており、通行障害やライフラインの確保が困難になる事態が懸念される。 ●水路等の老朽化が進んでおり水路構造物の補修等が必要である。 ●高齢化により自治会の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等が困難になりつつある。 						
市民生活の 目標像	市民は、自然災害による影響が少なく快適で安心な環境で暮らしている						
取組方針	 ● 従来から市の課題である平野部での浸水被害や山間地での土砂災害に対し、国・県とも連携をとりながら河川・水路の改修や砂防などの対策を講じる。 ● それらの対策について市民との合意が十分に得られるよう「洪水土砂災害ハザードマップ」等を活用して、災害対策についての市民との認識共有を図る。 ● 限られた財源のもとで、「人命を守る」ことを最優先課題として各種対策の緊急性を評価し、優先度を明確化した上で施設整備等に努める。 ● 自治会等の地域コミュニティを通して、市民と連携しながら日常的に道路・水路の点検・整備・機能の維持に努め、常に防災施設の機能を最大限に発揮できる状態を維持する。 						

				担当部 危機管理監			
施策番号	6 – 2	施策名	防災体制の充	美	主担当課	危機管理課	
関連組織	庁舎建設室						
分類		施策(こかかる社会潮流	関連資料名(法律、条例、計画等)			
国の動向	月の熊本 え、被害 の防災対 関係法令 定・改正等 庁舎の耐 に業務継 らの庁舎(地震等のえままでは、 地震等についまで、 で、防災基 等を進めています。 震化が未ず続に支障が ではなるという。 では、 では、 できるという。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できるとできる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	議を中心として、 大規模災害の特定 大規模災害の特定 て検討し、災害対 本計画、各種がいる。 に変がない。 で生じるおそれがな 緊急に実施するな 業(平成29年1	災害対策基本法 水防法 土砂災害防止法 防災基本計画(令和元年 5 月 31 日) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (令和元年 5 月 31 日) 平成 29~31 年度地方債計画			
県の動向	県地域防 広域防災 討、自主 所環境と で明記した 奈良県と がくりの基 幹線粟馬	が 拠点の整何 防災組織の 運営の向上 こ。 基本協定を 盤となる取 近隣(医	版本地震の課題等 修正を行い、受持 点、第2災害対象 の強化、通信体 で、災害廃棄物へ で締結し、桜井市 組を推進するため 療・福祉・防災の	奈良県地域防災計画(平成30年3月26日施行) 桜井市中和幹線粟殿近隣(医療・福祉・防災の新拠点施設)周辺地区まちづくり基本計画			
市の動向	周辺地区まちづくり基本計画」を策定した。 奈良県地域防災計画修正の趣旨を踏まえ、令和元年度中に桜井市地域防災計画を抜本的に見直し、さらなる防災体制の強化を図る。				楼井市地域防災計画 		
	新庁舎整備の基本的な考え方を整理し、新庁舎建 設の方針を示すものとして、「桜井市新庁舎建設基本 計画」を策定した。 新庁舎は、災害時の拠点として、大地震に対しても主 要機能が維持され、震災直後から補修することなく継 続使用ができることを目指して免震構造とし、防災拠 点としての災害対策本部機能、災害時に庁舎機能を 維持するための自家発電設備などのバックアップ機能を 整備する。						
現状	 ● 防災行政無線や無線システム等の災害時における画一的な情報発信手段、市民の防災に対する 意識など、様々な不安要素を抱えている。 ● 本庁舎は昭和 42 年に完成し、平成 29 年に築 50 年を迎え、建物や設備の老朽化や耐震安全 性の不足などの様々な問題を抱えている。 						
課題	 近年、公助の限界や自助・共助の重要性が叫ばれている中、未だに災害対応は全て行政に任せきりという市民が少なからず存在する。 災害時の拠点となるべき庁舎の安全性や機能性の確保が急務であり、市民の安全・安心を確保するとともに市民の利便性を向上させ、まちづくりの拠点として、新庁舎を建設することが望まれる。 						
市民生活の 目標像	自然災害や人為的災害に対する施設や情報、活動体制が充実し、市民が安心して暮らしている						

取組方針

- 市民の生命や財産を災害や危機から守るために、地域コミュニティを中心とした自助・共助の重要性について市民の理解を深めるとともに、防災に対する関心を持てるような情報の提供により防災意識の高揚に努め、行政と市民が連携した地域の防災体制の整備を進めていく。
- 災害対応を確実にするための避難者用施設、市民の避難や安否確認を円滑にするための情報伝達の基盤の整備を図り、安心して暮らしていけるまちづくりを推進する。

				担当部	危機管理監				
施策番号	6 – 3	施策名	交通安全対策の推進	主担当課	危機管理課				
関連組織	土木課								
分類		施策に	かかる社会潮流	関連資料	名(法律、条例、計画等)				
国の動向	交通対策基	基本法に基づ	びき、昭和 46 年度以降 10 次	交通対策基本法					
	にわたる交流	通安全基本	計画を策定し、国、地方、民間	`	三法律第 110 号)				
			通安全対策を実施している。		通安全基本計画				
			本計画(平成28年度から32	(平成 28	年度から令和 2 年度)				
			優先」の交通安全思想の浸透を						
日の手上士	図っている。		t 25 +52\A/-1204\	# 10 \h	ウロナスウクサナミエ				
県の動向			を、25人を目途に限りなくゼロに たまばた第、40、次本点場である	' ' ' '	良県交通安全基本計画				
			を掲げた第 10 次奈良県交通 画に基づき、「人優先」の交通安	1	年度から令和 2 年度) かための奈良県基本計画				
			Mに奉 76、「人優元」の文通女いる。更に、自転車利用者の自	(平成 29:					
			化等を定めた奈良県自転車の		キャク) K車の安全で適正な利用の				
			足進に関する条例を公布し、自		3条例(令和元年10月)				
			者保護を図っている。	/CZEICIXI >	0 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×				
市の動向	桜井交通安全母の会等の交通安全関係団体に補助し桜井市交通安全教育啓発事業補助								
	金や負担金	を交付し、る	これら団体が実施する交通安全	交付要綱	(平成 17年4月)				
	教室、街頭啓発活動を通じて交通安全思想の普及に 桜井市自転車等の放置防止に関する								
	取り組んでいる。また、桜井市自転車等の放置防止に 条例(平成9年4月)								
	関する条例に基づき、放置自転車を撤去し、良好な交機井市自転車等の放置防止に関する								
	通環境の確保、交通事故の防止に取り組んでいる。 条例施行規則(平成9年4月)								
現状	● 交通安全関係団体、警察と共に交通安全運動での啓発や交通安全教室を実施しているが、未								
			質な交通事故が発生している。	ケが増加している					
			\、高齢者による自動車加害事故 ₹ルール無視によって多くの白転す						
課題	● 自転車運転者の交通ルール無視によって多くの自転車事故が発生している。● 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という社会意識の更なる浸透が必要である。								
рже <u>с</u>	■ T鉄/自建報を配列にひない、とせない。このでは云思識の更なる反返が必要である。■ 高齢運転者の安全対策が必要である。								
	● 自転車利用者のマナーの向上が必要である。								
	● 平成30	年3月に桜	井市バリアフリー基本構想を策定	検定済であるが、実施内容については検討中で │					
	ある。								
市民生活の 目標像	交通事故防止の取組が充実し、市民が安全に生活している								
取組方針	● 飲酒事故、自転車事故等ルール違反が引き起こす事故の悲惨さを交通安全教室や啓発活動								
	で確実に								
	"" ' " ' ' '		域における直接指導や、標識や	ミニ横断幕の	設置など多様な手法を工夫				
	し、安全な歩行環境を維持する。								
	● 高齢運転者に身体能力や行動能力の衰えを自覚させ、運転免許証の自主返納、安全装備付 のまま、のまたものは、								
	の車両へ	の乗り換えを	で促す。						

					担当部	危機管理監	
施策番号	6 – 4	施策名	防犯体制の充実		主担当課	危機管理課	
関連組織	市民協働課						
分類		施策に	かかる社会潮流		関連資料名	(法律、条例、計画等)	
国の動向	「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進している。				犯罪対策閣僚 5日~)	景会議(平成 15 年 9 月	
県の動向	社会的弱	音を守る観点 「、体系的・	と捉え、子供、女性 点から 7 つの方向性 継続的な治安基盤	、20 の推進	奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例 安全・安心のための奈良県基本計画 (平成 29 年 4 月)		
市の動向	防犯関係団体に負担金を交付し、これら団体及び警察と協力の上、防犯啓発活動、防犯教室等を行い、 市民の防犯意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の実現に取り組んでいる。						
			、平成 28 年から防、防犯カメラ等の普及		防犯灯設置要綱(平成 15 年 7 月 1 日) 桜井市防犯カメラ設置補助金交付要 綱(平成 28 年 3 月 9 日)		
現状	● 桜井市における刑法犯認知件数は年々減少しているが、一方で、特殊詐欺などの非面前型の 犯罪が発生している。● 夜間での犯罪抑止対策として、自治会の要請に基づいて、防犯灯の設置を行っている。● 自主防犯活動を支援するため、平成 28 年度より、自治会等が防犯カメラを設置する際、補助 金を交付している。						
課題	● 核家族化の進展に伴い、独居高齢世帯が増加する中、子や孫を思う気持ちを利用した特殊詐欺等非面前型の犯罪に対処するため、家族の連絡や地域住民間の連携を強めていく必要がある。● 防犯カメラ、防犯灯のより効果的な設置が必要である。						
市民生活の 目標像	犯罪が無く、子どもから大人まで安心して生活できる						
取組方針	● 非面前型の犯罪に対応するため、今まで以上に家族の絆、地域の連帯を育めるような防犯活動を推進する。● 自治会、警察と連携の上、夜間や人目の少ない場所での防犯のための環境整備の充実を図り、犯罪の未然防止に努める。						

				担当部	危機管理監		
施策番号	6 – 5	施策名	消防力の充実強化	主担当課	危機管理課		
関連組織							
分類		施策(こかかる社会潮流	関連資料	名(法律、条例、計画等)		
国の動向	雨が各地がら守る地海トラフ巨災体制の砂東日本大きとを踏まれている。	で頻発し、住 は防災力の 大地震等の 確立が喫緊の 震災において え、安全確信 青報伝達が	関地震や台風等による局地的な豪民の生命、身体及び財産を災害の重要性が増大している。また、南発生が予測されている中で地域防の課題となっている。 「、多数の消防団員が犠牲となった保のための装備を充実することや、可能な装備や救助活動用資機材	消防団を中核とした地域防災力の充実 強化に関する法律(平成 25 年 12 月 13 日公布・施行) 消防団の装備の基準の改正(平成 26 年 2 月 7 日公布)			
15 o #1 +	の充実も定められた。						
県の動向	松色口以	CH III 및 베르	まの判点やグロにもはて次枚で何	4// ++ +- 2/1/ 1	大国機化可沙吐回号では		
市の動向	和(在勤	、在学する	度の制定や任用における資格の緩 皆の入団)など、消防力の充実強)確保に努めている。	桜井市消防団機能別消防団員の任務、身分等に関する要綱の制定(平成28年4月1日施行) 桜井市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正(平成29年4月1日施行)			
現状	● 日常は火災を想定した訓練を行い、火災や水害など災害が発生すれば、適宜災害対応を行う。● 団本部と協議し、配備が必要な安全装備品や消防資機材を、計画的に調達している。						
課題	● 少子高齢化、被用者の増加などにより消防団員数が、年々減少している。● 耐用年数を迎える資機材の更新を行う必要がある。						
市民生活の 目標像	消防力が充実強化され、市民が安心して暮らしている						
取組方針	● 地域における防災体制の強化のため、団員の確保に向けて取り組む。● 消防団員の知識、技術向上のための教育訓練機会の提供を行う。● 計画的な資機材の整備を行う。						